

お客様各位

2020年3月2日

京阪京都交通株式会社

新型コロナウイルスによる臨時休校に伴う通学定期券の払い戻しについて

いつも京阪京都交通をご利用いただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会へ、小中学校、高等学校、特別支援学校を3月2日より臨時休校とするよう通達されました。

これに伴い、通学する学校が休校となったため、お持ちの通学定期券、学期別定期券を払い戻しされるお客様につきましては、特例措置としてそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終利用日とみなして、弊社規定に基づき計算した額を払い戻しいたします。(別途払い戻し手数料がかかります)

なお、大学生相当（大学・専門学校等）の通学定期券及び通勤定期券の払い戻しにつきましては、通常どおり、弊社窓口にお申し出いただいた日を最終利用日として払い戻しいたします。(別途払い戻し手数料がかかります)

窓口の混雑防止に、お客様のご理解とご協力をよろしく願います。

以上